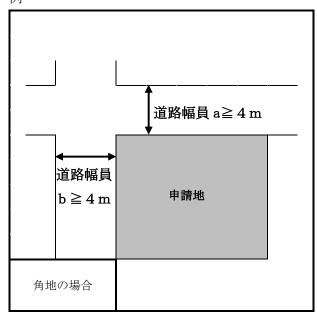
厚木市建築確認等取扱規則第10条の解説

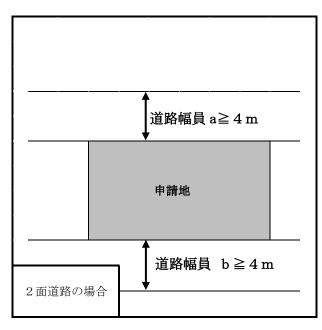
建築基準法第53条第3項第2号の規定により、建蔽率の緩和が可能となる敷地については、厚木市建築確認等取扱規則第10条に規定している。

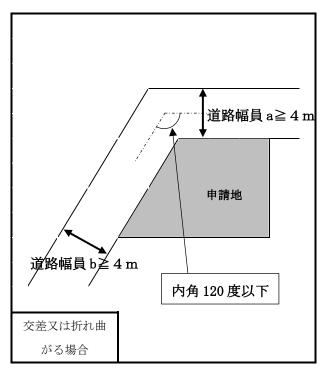
建蔽率の緩和が適用される敷地は、次の条件を満たす敷地である。

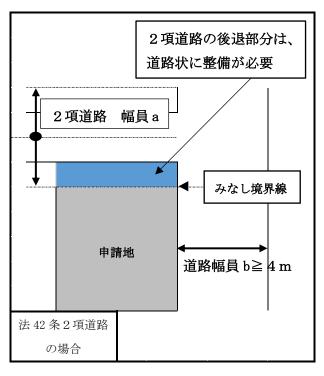
- ① 2以上の建築基準法の道路に接する。
- ② 敷地境界線の3/10以上が建築基準法の道路に接する。

例









厚木市建築確認等取扱規則第10条の解説

ただし、ふたつの道路の角にある敷地で、

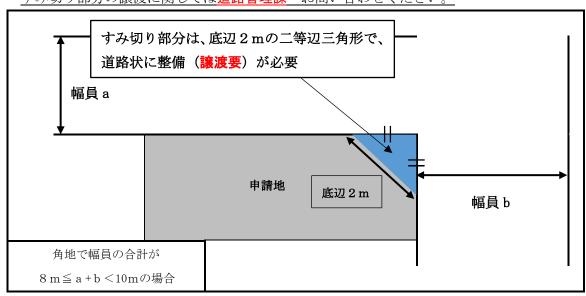
③ $8 \text{ m} \le a + b < 10 \text{ m}$

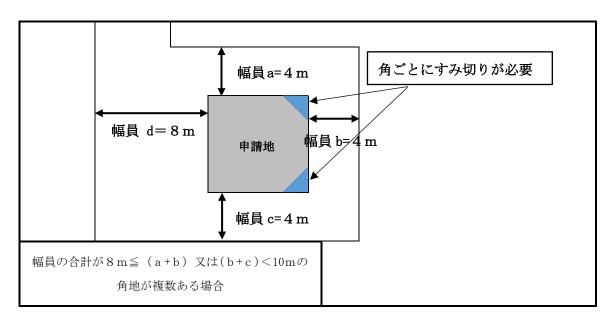
の場合については、すみ切り部分を設け、道路として築造した場合のみ、建蔽率の緩和が適用される。

既にすみ切りが整備されているが底辺2mが無い等、本基準に適合していない場合、原則として、すみ切り基準に適合するよう新たに設ける部分と既存のすみ切りを一体整備すれば角地緩和を適用する。

なお、すみ切り部分を敷地面積に算入することはできない。公園等を道路の1とみなす場合、すみ切り部分を譲渡する必要はなく敷地面積に算入出来るが、道路状に整備が必要である。

すみ切り部分の譲渡に関しては<mark>道路管理課</mark>へお問い合わせください。





厚木市建築確認等取扱規則第 10 条の解説

- ※地区計画や建築協定など建蔽率の制限が別途ある場合は適用できません。
- ※市街化調整区域内での適用は可能です。
- ※特殊な敷地の場合については担当までご確認ください。

まちづくり計画部 建築指導課 建築審査係

電話番号:046-225-2432